公　告　　第６６７号
令和　８年　３月　１日

蝶理健康保険組合
理事長　中山　佐登子

任意継続被保険者の標準報酬月額について

任意継続被保険者の保険料の計算基礎となる標準報酬月額は、前年の９月３０日における全被保険者の標準報酬月額の平均額に基づき算定した標準報酬月額と、本人の従前の標準報酬月額のいずれか低い方とされるが、当健保組合の令和８年度における上記の額及び適用年月日は、次の通りであるので公告する。

記

１．令和７年９月３０日における全被保険者の
　　標準報酬月額を平均した額　――――　５２７，０６６円
２．１の額を標準報酬月額の基礎となる標準報酬と見なした場合の
　　標準報酬月額　――――　５３０，０００円
３．適用年月日　　令和８年４月１日　～　令和９年３月３１日

以上